



茨城県

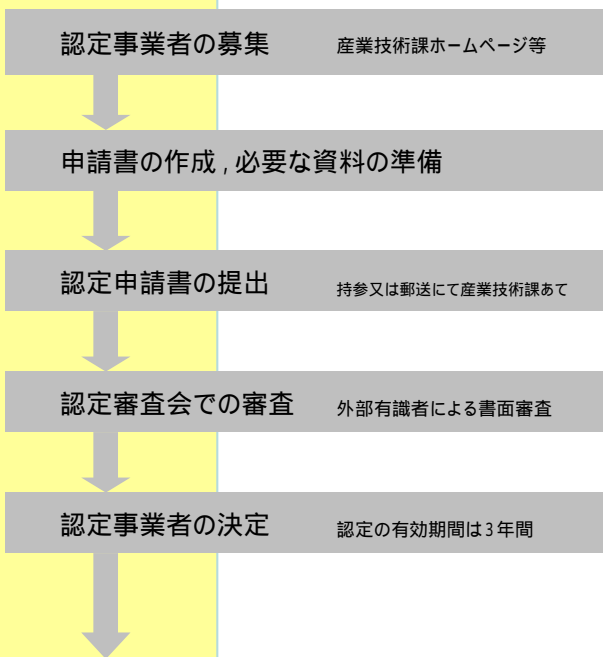
お問い合わせ先
商工労働部産業技術課
TEL:029-301-3579
FAX:029-301-3599

茨城県新分野開拓商品事業者認定制度

(地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定に基づく随意契約の前提となる事業者認定制度)



認定手続きの流れ



認定の目的

県内で優れた新商品を生産している事業者を、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に定める「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者(以下「新分野開拓商品事業者」という)」として県が認定し、当該新商品について、県の随意契約による購入・活用等を通じてその普及を促すとともに、ホームページや各種イベント等を通じて県内外に広く情報発信し、意欲的な商品開発に取り組む県内中小企業者の販路開拓を支援します。

認定による効果

- (1) 県の機関が認定事業者の認定に係る新商品を購入する場合、随意契約が可能となります。
ただし、認定自体が新商品の購入を約束するものではありません。
- (2) 県ホームページや各種イベント等において、広く新商品がPRされます。
- (3) 同様の認定制度を持つ都道府県とのネットワークにより新商品の情報が全国に発信されます。

認定の対象となる事業者及び商品

県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者若しくは組合等であって、次の(1)～(6)の要件を全て満たす商品を生産する者

- (1) 新規性・独創性が認められること
- (2) 技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであること
- (3) 生産方法並びに生産に必要な資金の額及び調達方法が適切なものであること
- (4) 優れた商品特性を有し、医療福祉、環境対応等、本県の行政目的の実現に有効であると認められること
- (5) 県内で生産又は加工された最終製品であること
- (6) 商品の販売を開始してから5年以内であること

第8回(平成26年度)認定事業者及び新商品 認定の有効期間(H27.1.1～H29.12.31)



非金属車いす

株式会社アグメント
つくば市真瀬569-10
:029(838)0912



見ん者
(スポーツ・体育向けソフトウェア)

ペンギンシステム株式会社
つくば市千現二丁目1番地
6つくば研究支援センター
CB10
:029(846)6671



Cappa+++
(小型水力発電機)

株式会社茨城製作所
日立市神峰町4丁目7番10号
:0294(21)5135



さいたいくん-臍帯切断
用シミュレーションキット-

株式会社ベテル
石岡市荒金3-11
:0299(23)7411